

別紙)補足説明

| 応募資格要件等に関する補足説明 |   |
|-----------------|---|
| 1               | 応募グループの社数制限はありません。建築・土木工事等含め分担工事内容、責任分担範囲等は応募グループにて決定してください。                          |
| 2               | 応募グループは関係法令等を遵守した上で、下請け業者への発注及び適正な施工管理体制等が構築されるようお願いします。                              |
| 3               | 宮崎市内建築工事企業3社JVの1社あたりの分担工事額は、当該JVに設定された工事額の20%以上とします。                                  |
| 4               | 宮崎市内建築工事企業3社JVにおいて下請代金の総額が、現時点において建築一式で80,000千円を超える場合、構成員のうち少なくとも1社が監理技術者を配置してください。   |
| 5               | 技術者の専任期間は、担当する工事の実働期間です。  |
| 6               | 担当する業種の実働期間(着手していない場合は予定期間)を手持制限の対象とします。なお、手持制限の金額は、担当する業種の請負金額(JVの場合は出資比率を乗じた額)とします。 |
| 7               | 要求水準書(案) P14有資格者の配置に関して、監理技術者相当の要件を求めていましたが、建設業法に則した要件といたします。                         |